

## 浜松市地域自治区の設置等に関する条例

### (設置)

第1条 市は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び地域住民の意見を行政運営に反映させるとともに地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設ける。

第2条 地域自治区は、次のとおりとする。

- (1) 浜松地域自治区
- (2) 浜北地域自治区
- (3) 天竜地域自治区
- (4) 舞阪地域自治区
- (5) 雄踏地域自治区
- (6) 細江地域自治区
- (7) 引佐地域自治区
- (8) 三ヶ日地域自治区
- (9) 春野地域自治区
- (10) 佐久間地域自治区
- (11) 水窪地域自治区
- (12) 龍山地域自治区

2 前項の地域自治区の区域は、別表第1のとおりとする。

### (地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

### (地域協議会の名称及び構成員の定数)

第4条 地域協議会の名称及び地域協議会の構成員（以下「構成員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。

2 構成員の定数を変更しようとするときは、当該地域協議会の意見を聴かなければならない。

### (構成員の選任)

第5条 構成員は、規則で定めるところにより、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、構成員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

### (構成員の任期)

第6条 構成員の任期は、3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任することができる。この場合において、再任は、2回までとする。  
(地域協議会の会長及び副会長)

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会長及び副会長の選任及び解任)

第8条 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域協議会に出席する構成員の3分の2以上の同意があるとき。

(構成員の報酬及び費用弁償)

第9条 構成員には、報酬は支給しない。

2 構成員が公務のため旅行するときは、助役等に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 前項に規定するもののほか、構成員が地域協議会の会議、第13条の委員会の会議又は規則で定める会議(この項において「地域自治区に係る会議」という。)に出席したときは、費用弁償として1日につき5,000円を支給する。この場合において、構成員が同日に同一の地域自治区の区域内において2以上の地域自治区に係る会議に出席したときは、1の会議に出席したものとみなす。

4 前項の規定にかかわらず、構成員が浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例(昭和31年浜松市条例第48号)第2条第1項の規定による日額報酬を受ける場合には、費用弁償は、支給しない。

(地域協議会の権限)

第10条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、

あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項
- (4) 総合事務所に係る予算編成に関する事項
- (5) 大規模な組織改編に関する事項
- (6) 地域自治区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める重要な事項

3 教育委員会は、地域自治区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

4 地域協議会は、住民及び地域の諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(市及び市長等の責務)

第11条 市は、地域協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条第1項から第3項までの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第12条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席構成員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(委員会)

第13条 地域協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を

置くことができる。

2 前項の委員会の委員は，構成員のうちから地域協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか，委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，地域協議会が定める。

（連絡調整）

第14条 地域協議会は，規則で定めるところにより，他の地域協議会との連絡調整を行うものとする。

（庶務）

第15条 地域協議会の庶務は，当該地域自治区の総合事務所において行う。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成17年7月1日から施行する。

（構成員の任期の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず，この条例の施行後最初に選任する構成員の任期は，選任の日から3年以内において規則で定める日までとする。

（構成員の再任回数の特例）

3 この条例の施行後最初に選任した構成員を再任する場合にあっては，第6条第2項中「2回」とあるのは「3回」とする。

（会議の招集の特例）

4 第5条第1項の規定によりすべての構成員が選任された後最初に招集される会議は，第12条第1項の規定にかかわらず，市長が招集する。

#### 別表第1（第2条関係）

地域自治区	区域
浜松地域自治区	浜北市，天竜市，舞阪町，雄踏町，細江町，引佐町，三ヶ日町，春野町，佐久間町，水窪町及び龍山村を編入前の浜松市の区域
浜北地域自治区	編入前の浜北市の区域
天竜地域自治区	編入前の天竜市の区域
舞阪地域自治区	編入前の舞阪町の区域
雄踏地域自治区	編入前の雄踏町の区域
細江地域自治区	編入前の細江町の区域
引佐地域自治区	編入前の引佐町の区域

三ヶ日地域自治区	編入前の三ヶ日町の区域
春野地域自治区	編入前の春野町の区域
佐久間地域自治区	編入前の佐久間町の区域
水窪地域自治区	編入前の水窪町の区域
龍山地域自治区	編入前の龍山村の区域

別表第 2（第 3 条関係）

名称	位置	所管区域
浜松総合事務所	浜松市元城町 103 番地の 2	浜松地域自治区の区域
浜北総合事務所	浜松市西美園 6 番地	浜北地域自治区の区域
天竜総合事務所	浜松市二俣町二俣 481 番地	天竜地域自治区の区域
舞阪総合事務所	浜松市舞阪町舞阪 2701 番地の 9	舞阪地域自治区の区域
雄踏総合事務所	浜松市雄踏町宇布見 9611 番地の 1	雄踏地域自治区の区域
細江総合事務所	浜松市細江町気賀 305 番地	細江地域自治区の区域
引佐総合事務所	浜松市引佐町井伊谷 616 番地の 5	引佐地域自治区の区域
三ヶ日総合事務所	浜松市三ヶ日町三ヶ日 500 番地の 1	三ヶ日地域自治区の区域
春野総合事務所	浜松市春野町宮川 1467 番地の 2	春野地域自治区の区域
佐久間総合事務所	浜松市佐久間町佐久間 429 番地の 1	佐久間地域自治区の区域
水窪総合事務所	浜松市水窪町奥領家 2955 番地の 1	水窪地域自治区の区域
龍山総合事務所	浜松市龍山町大嶺 570 番地の 1	龍山地域自治区の区域

別表第 3（第 4 条関係）

地域自治区	地域協議会の名称	構成員の定数
浜松地域自治区	浜松地域協議会	20 人以内
浜北地域自治区	浜北地域協議会	20 人以内
天竜地域自治区	天竜地域協議会	18 人以内
舞阪地域自治区	舞阪地域協議会	16 人以内
雄踏地域自治区	雄踏地域協議会	16 人以内
細江地域自治区	細江地域協議会	16 人以内
引佐地域自治区	引佐地域協議会	16 人以内
三ヶ日地域自治区	三ヶ日地域協議会	16 人以内
春野地域自治区	春野地域協議会	14 人以内
佐久間地域自治区	佐久間地域協議会	13 人以内
水窪地域自治区	水窪地域協議会	12 人以内
龍山地域自治区	龍山地域協議会	10 人以内

(あらし)

この条例は、市町村合併に伴い、住民自治の充実を図るため、旧市町村の区域ごとに地域自治区を設けることに関し必要な事項を定めるものです。